

稲城市告示第67号

指定下水道工事店の指定について

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）第10条の3第1項の規定により下記の者を指定下水道工事店として指定したので、稲城市指定下水道工事店規則（平成13年稲城市規則第21号）第10条の規定により、その旨を公示する。

令和8年5月15日

稲城市長 高橋勝浩

記

- 1 指定の有効期限 令和9年10月14日まで
- 2 指定下水道工事店として指定した者
有限会社清水設備
東京都稲城市東長沼444番地1 幸苑ハイム207